

【協議議題】

案件3 指定市町村事務受託法人への認定調査委託について

1 事業の目的

高齢者人口の増加に伴い、要介護（要支援）認定に必要な認定調査件数の増加が見込まれ、迅速かつ安定した認定調査の実施のため、広域連合職員が行っている認定調査の一部を指定市町村事務受託法人に委託する。

※指定市町村事務受託法人（法第24条の2）

都道府県の指定を受け、保険者からの委託により認定調査等を行うもの。認定調査においては、新規、更新、変更の全ての申請に係る認定調査を受託できる。

2 令和8年度の指定市町村事務受託法人への委託状況

介護保険法第24条の2の規定により、以下の事業者と委託契約を締結した。

- | | | |
|-----|-------|-----------------------|
| (1) | 委託事業者 | 株式会社 アール・ツーエス |
| | 所在地 | 福岡市南区井尻四丁目2番1号 |
| | 事務所名 | さが認定調査センター |
| | 事務所住所 | 佐賀市神野東四丁目13番16号 |
| | 委託地域 | 佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町 |
| | 委託期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| (2) | 委託事業者 | アーチネクスト株式会社 |
| | 所在地 | 東京都中央区銀座二丁目14番5-602号 |
| | 事務所名 | 介護認定調査さくら |
| | 事務所住所 | 小城市牛津町勝1363番地9 |
| | 委託地域 | 多久市、小城市 |
| | 委託期間 | 令和8年5月7日～令和9年3月31日 |

3 認定調査の質の確保等

- ・マニュアルの作成や研修を実施し、認定調査員の知識の習得及び技術の向上に努め、広域連合が実施する調査員継続研修を毎年受講する。
- ・委託先より調査員の資格証および実務経験証明書など書類の提出を求める。
- ・介護認定調査依頼書及び調査票（成果物）等は、データでやり取りし、広域連合とのデータの受け渡しに使用する専用回線、記憶媒体については、アクセス制限、暗号化等のセキュリティ対策を行う。